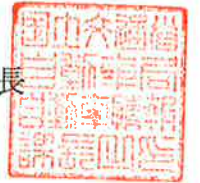


国自情第302号の2
令和2年3月27日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長



「自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムにおける
行政書士の申請負担軽減について」の周知について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了承ください
だきますとともに、傘下会員への周知方よろしく申し上げます。

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長

自動車保有手続のワンストップサービスシステムにおける
行政書士の申請負担軽減について

自動車保有手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）について、新車新規 OSS において、現在、電子証明書機能を利用せず、委任状等の一部の添付書類を書面で提出する方式を認めているところである。この場合、申請の受付時に運輸支局等へ当該書面を提出し、後日、審査完了後に自動車検査証等の交付を行っている。

今般、OSS の利便性向上を図るため、行政書士による代理・代行申請に限り、書面による添付書類の提出について下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内に周知するとともに、遺漏無きよう取り扱われたい。

本通達は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

記

1. 対象となる手続きについて

セコムトラストシステムズ株式会社より発行された、セコムパスポート for G-ID 行政書士電子証明書を活用した、新車新規登録における代理人申請において、別添 1 又は別添 2 のいずれかの審査フローを選択することができる。

別添 2 による申請の場合、各都道府県警察による保管場所審査後に各運輸支局等における受付審査を行うことから、自動車保管場所証明に係る申請等の権限事項が記載された委任状の画像データ（JPEG 形式）を添付し、各都道府県警察において委任関係の審査を行う。当該委任状においては、自動車検査登録に係る申請等の権限事項について併記される場合がある。（なお、別添 3 は日本行政書士会連合会が行政書士に対して推奨する委任状であるため、参考とされたい。）

2. 審査について

別添2による申請の場合、当該申請であることを示す情報が送信されていることを確認の上、書面による添付書類の提出を受けて、運輸支局等において受付審査を開始する。

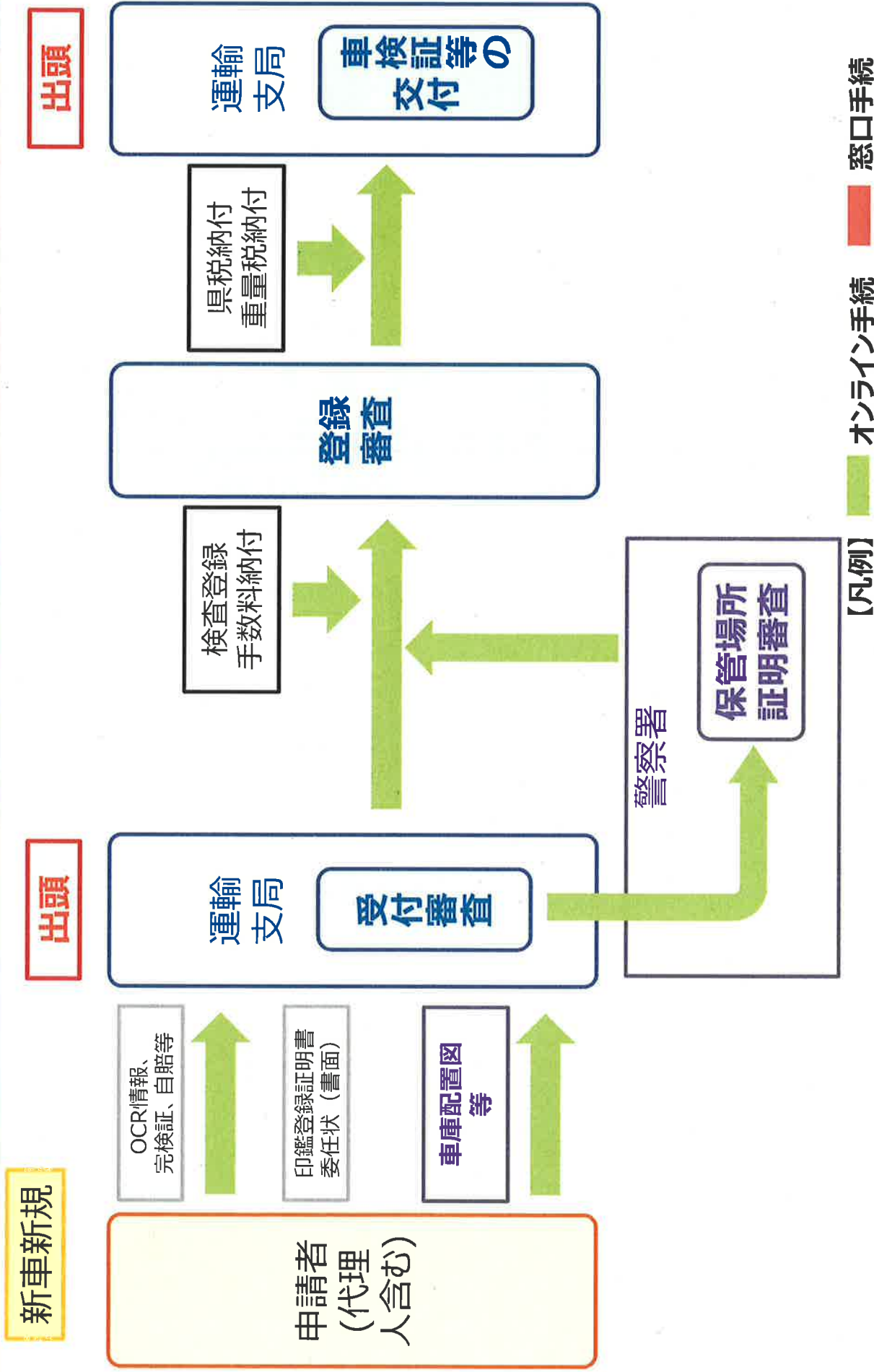
提出された委任状については1. のとおり、自動車保管場所証明に係る申請等の権限事項についても併記される場合があるため、留意すること。

受付審査において、申請書、添付書類に不備があった場合には無効とする。

別添2においては、受付審査が完了し検査登録手数料納付が確認された後、引き続き登録審査を開始する必要があるため、留意すること。

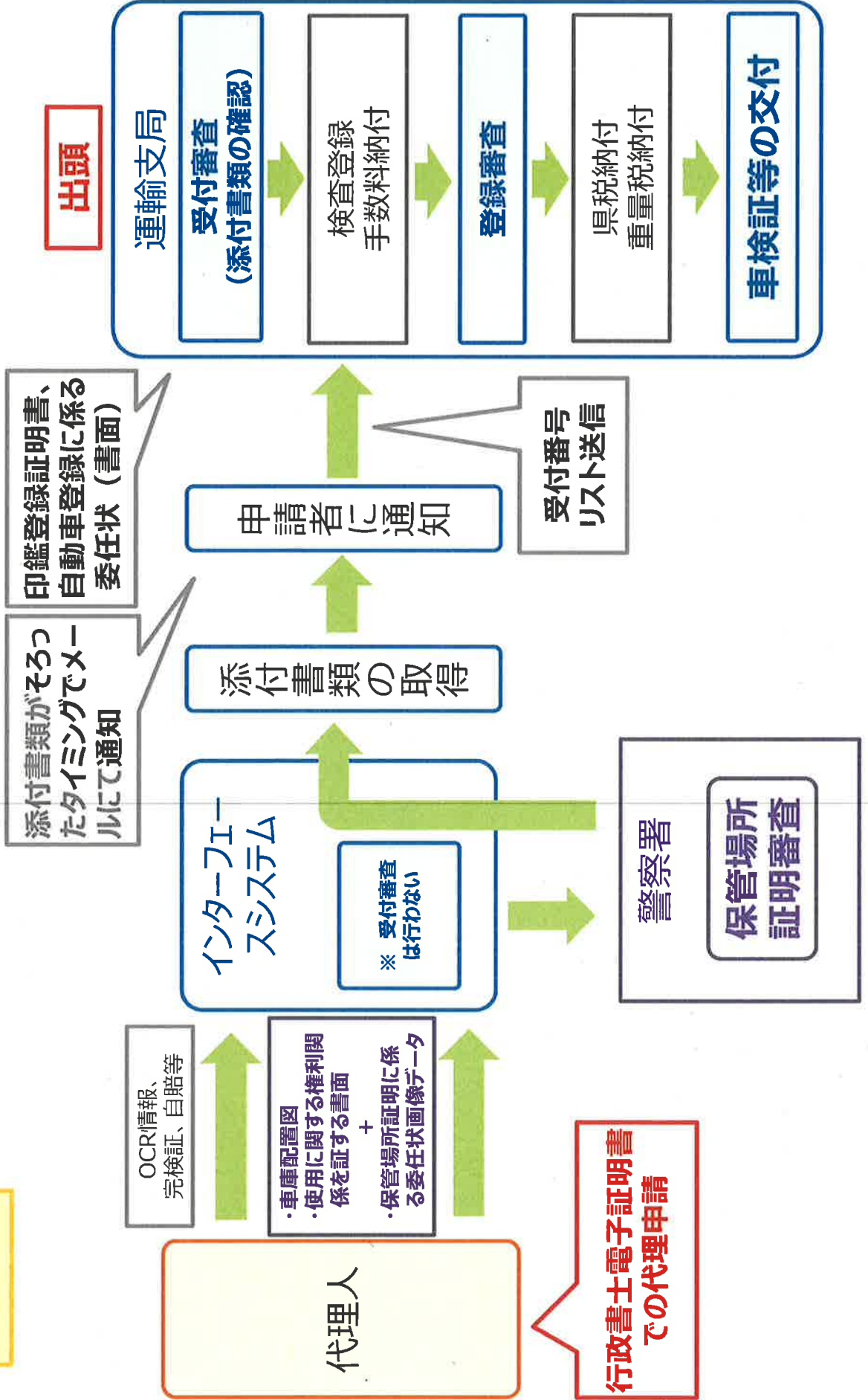
以上

【別添1】通常フローにおける審査フロー図(ハイブリット方式) (対応する一括利用者システムのみ)



【別添2】資格者代理人フローにおける審査フロー図(ハイブリット方式)
(ポータルサイト及び対応する一括利用者システム)

新車新規





委任状

受任者 (代理人) 行政書士名

事務所所在地

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

委任事項

- 自動車保管場所証明・自動車保管場所届出・自動車保管場所標章交付に係る書類作成、申請、受領、及び加除訂正並びに再申請に関する一切の権限
- 復代理人選任に関する一切の権限

平成 年 月 日

委任者 (申請者) 住所又は所在

(フリガナ)
氏名又は名称



(フリガナ)
(法人の場合) 代表者名

TEL ()